電力設備（直流変換電源装置）	1　設備量の算定 ⑴　大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線１回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。 ⑵　⑴の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置１架最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の音声系直流変換電源装置架数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。 局ごと直流変換電源装置投資額 ＝音声系直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当たり単価
電力設備（交流無停電電源装置）	1　設備量の算定 ⑴　大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Ｖを要する設備の交流100Ｖ所要容量の合計を交流無停電電源装置（100Ｖ用最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（100Ｖ）台数とする。また、それによって生じた交流100Ｖ所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（100Ｖ用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（100Ｖ）台数に加える。 ⑵　大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Ｖを要する設備の交流200Ｖ所要容量の合計を交流無停電電源装置（200Ｖ用最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（200Ｖ）台数とする。また、それによって生じた交流200Ｖ所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（200Ｖ用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（200Ｖ）台数に加える。 ⑶　⑴及び⑵で算定した交流無停電電源装置（100Ｖ）台数及び交流無停電電源装置（200Ｖ）台数からそれぞれデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置（100Ｖ）台数及び音声系交流無停電電源装置（200Ｖ）台数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごとに種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。 種別ごと交流無停電電源装置投資額 ＝当該種別音声系交流無停電電源装置台数×当該種別交流無停電電源装置単価
電力設備（蓄電池）	1　大規模局に設置する場合の設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。 ⑵　局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100Ｖ）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（100Ｖ）用蓄電池容量とする。また、当該局に設置される交流無停電電源装置（200Ｖ）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（200Ｖ）用蓄電池容量とする。 ⑶　種別ごとに、⑴及び⑵で算定した蓄電池容量を蓄電池（種別ごと最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の種別ごと蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（種別ごと直近上位規格）組数を種別ごと蓄電池組数に加える。 ⑷　種別ごとに、⑶の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。 2　小規模局（大規模局以外の局をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。 ⑵　⑴の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（整流装置用直近上位規格）組数を蓄電池組数に加える。 ⑶　⑵の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。 種別ごと蓄電池投資額 ＝当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄電池単価